

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令 概要

1 改正の理由

近年の市場環境の変化に対応し、適切な行政運営の確保を通じたICT基盤政策を推進するとともに電気通信事業分野の市場動向の適切な分析・検証を実施するため、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）及び電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。）について改正を行うものである。

2 改正の概要

改正事項及びその概要は以下のとおり。

① 法人番号等の追記

【改正等を行う条項】

- ・施行規則様式第1から4まで、様式第5から12の4まで、様式第38の8及び様式第38の9、様式第38の12から20まで
- ・報告規則様式第3第2表、様式第8、様式第8の2、様式第8の3、様式第13、様式第15の2、様式第15の2の2

【改正の内容】

事業者数の的確な把握等に資するため、各様式の「事業者名」に加え、「法人番号」等の追記を求めるための様式等の変更を行う。

② 電気通信役務変更時のネットワーク構成の把握

【改正等を行う条項】

施行規則第10条

【改正の内容】

電気通信事業者のネットワーク構成の的確な把握等に資するため、提供する電気通信役務に変更があった場合で、提出している様式第3によるネットワーク構成図に変更があったときは、変更後のネットワーク構成図の提出を求める。

③ 一契約当たりの通信量及び料金プランごとの契約数の把握の適正化

【改正等を行う条項】

報告規則様式第20の2、様式第20の3

【改正の内容】

各事業者の利用者料金プランが実際の利用実態と合致しているかの検証をより適

切に行うため、料金プランの変化等を踏まえた様式の変更を行う。

④ LPWA サービスの把握

【改正等を行う条項】

- ・施行規則様式第4、様式第18の5
- ・報告規則第1条、第2条、様式第15の2（新規追加）

【改正の内容】

今後の電気通信政策の立案や電気通信事故の把握等に資するため、LPWA サービスを電気通信役務に追加するとともに、契約数、回線数及び基地局数の報告を求める。

⑤ 電気通信設備の概要の変更手続の明確化等

【改正等を行う条項】

- ・施行規則様式第1、様式第8、様式第38の8、様式第38の9

【改正の内容】

電気通信事業の変更登録の範囲を明確化するため、電気通信設備の概要の変更の手続について、伝送路設備の種類が無線設備の場合に使用する周波数を記載する旨を明示する。

※上記のほか、関係規定の整備を行う。

3 施行期日

・施行規則

平成30年4月1日から施行する。

・報告規則

公布の日から施行し、この省令による改正後の報告規則の規定は、報告期限が平成30年4月1日以降である報告から適用する。ただし、③に係るものについては、報告期限が平成30年7月1日以降である報告から適用する。